○国土交通省告示第千二百四十一号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の施行に伴い、及び都市鉄道等利便増進法（平成十七年法律第四十一号）第三条第一項に基づき、都市鉄道等の利用者の利便の増進に関する基本方針の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年十一月三十日　　国土交通大臣　前田　武志

都市鉄道等の利用者の利便の増進に関する基本方針の一部を改正する告示

都市鉄道等の利用者の利便の増進に関する基本方針（平成十七年国土交通省告示第七百四十五号）を次のように改正する。

三の2の⑴の①のロ中「定めなければならない」を「定めるよう努めるものとする」に改め、「確保しなければならない」を「確保するよう努めるものとする」に改める。

附　則

この告示は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年十一月三十日）から施行する。

○国土交通省告示第千二百四十二号

道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）第十一条の規定に基づき、料金を徴収しない車両を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年十一月三十日　　国土交通大臣　前田　武志

料金を徴収しない車両を定める告示の一部を改正する告示

料金を徴収しない車両を定める告示（平成十七年国土交通省告示第千六十五号）の一部を次のように改正する。

第八号中「六月二十日」を「十二月一日」に、「六月十九日」を「三月三十一日」に改め、「災害をいう。」の下に「以下同じ。」を加え、「被災者が」を「避難者（東日本大震災の影響により別表第五に掲げる区域内から当該区域外に住所を移転することを余儀なくされた者をいう。）が」に改め、「掲げるもの（」の下に「東日本大震災の」を加え、「（警戒区域（原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二十八条第二項において読み替えて適用される災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十三条第一項の規定に基づく警戒区域をいう。）又は計画的避難区域等（平成二十三年福島第一及び第二原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部長が平成二十三年四月二十二日付けで避難のための計画的な立退き又は常に緊急時に避難のための立退き若しくは屋内への避難が可能な準備を行うことを指示した区域をいう。）に住所を有する者にあっては、これらの区域内に住所を有することを証するに足りる書面を含む。）」を「、東日本大震災の発生時において別表第五に掲げる区域内に住所を有していたことを証するに足りる書面及び現に同表に掲げる区域外に住所を有していることを証するに足りる書面」に、同号イ中「別表」を「別表第一」に改め、「道路整備特別措置法施行規則（昭和三十一年建設省令第十八号）第十三条第二項第三号イに規定するＥＴＣ通行車をいう。）」を削り、「「別表のインターチェンジ」という」を「同じ」に改め、「（平成十六年法律第九十九号）」を削り、同号ロ中「別表の」を「別表第一に掲げる区間における」に改め、同号を第十号とし、第七号の次に次の二号を加える。

八　平成二十三年十二月一日から平成二十四年三月三十一日までの間において、高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第七条の規定により東日本高速道路株式会社の協力を得て国が実施する調査その他の調査の対象となるものとして別表第一又は別表第二に掲げる区間を通行する車両（その流入するインターチェンジと流出するインターチェンジとの間の経路が複数あるもの（以下「経路複数の車両」という。）にあっては、これらの経路のうち最も距離が短いもの（以下「最短経路」という。）以外の経路を通行するものであっても、最短経路を通行するものとみなし、最短経路に別表第一に掲げる区間が含まれないもの及び最短経路に当該区間が含まれるもののうち当該区間以外の区間の通行に係る料金の額がその流入するインターチェンジと流出するインターチェンジとの間の通行に係る料金の額に比して高いものであるものを除く。）（料金を徴収しない区間は、別表第一又は別表第二に掲げる区間（経路複数の車両にあっては最短経路に含まれるものに限る。）に限る。）

九　平成二十三年十二月一日から平成二十四年三月三十一日までの間の日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日並びに平成二十四年一月三日及び三月十九日において、高速道路株式会社法第七条の規定により東日本高速道路株式会社の協力を得て国が実施する調査その他の調査の対象となるものとして別表第三に掲げる区間を通行する車両（ＥＴＣ通行車（道路整備特別措置法施行規則（昭和三十一年建設省令第十八号）第十三条第二項第三号イに規定するＥＴＣ通行車をいう。以下同じ。）に限る。）又は別表第四に掲げる区間を通行する車両のうち、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車で次に掲げるもの以外のもの（経路複数の車両にあっては、最短経路以外の経路を通行するものであっても、最短経路を通行するものとみなし、最短経路に別表第三に掲げる区間が含まれないもの及び最短経路に当該区間が含まれるもののうち当該区間以外の区間の通行に係る料金の額がその流入するインターチェンジと流出するインターチェンジとの間の通行に係る料金の額に比して高いものであるものを除く。）（料金を徴収しない区間は、別表第三又は別表第四に掲げる区間（経路複数の車両にあっては最短経路に含まれるものに限る。）に限る。）

イ　普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの

ロ　普通自動車のうち、人の運送の用に供するもので乗車定員十一人以上のもの

ハ　けん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）とけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）の連結車両のうち、けん引自動車が次に掲げるもの以外のもの又は被けん引自動車の車軸の数が二以上のもの

⑴　軽自動車

⑵　小型特殊自動車

⑶　小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）

ニ　大型特殊自動車

本則に次の一号を加える。

十一　平成二十三年十二月一日から平成二十四年三月三十一日までの間において、東日本大震災の発生時において警戒区域（原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二十八条第二項において読み替えて適用される災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十三条第一項の規定に基づく警戒区域をいう。）又は計画的避難区域等（平成二十三年福島第一及び第二原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部長が平成二十三年四月二十二日付けで避難のための計画的な立退き又は常に緊急時に避難のための立退き若しくは屋内への避難が可能な準備を行うことを指示した区域をいう。）に住所を有していた者が使用する車両で前号イ又はロに掲げるもの（東日本大震災の発生時においてこれらの区域内に住所を有していたことを証するに足りる書面を提示する場合に限る。）

別表を次のように改める。

別表第一（第八号、第十号及び第十一号関係）

路線名	区間
高速自動車国道東北縦貫自動車道 弘前線	白河インターチェンジから安代インターチェンジまで
高速自動車国道東北縦貫自動車道 八戸線	安代ジャンクションから八戸インターチェンジまで及び八戸ジャンクションから八戸北インターチェンジまで